

徳島県環境影響評価条例施行規則の一部改正（案）について

1 改正の背景

近年、全国的に大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じている事例がある。

2 改正の概要

令和元年7月5日「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令」が公布され令和2年4月1日から環境影響評価法に太陽電池発電所が追加されることに伴い、徳島県環境影響評価条例施行規則の改正を行う。

3 規模要件

環境影響評価法の対象要件を補完する形で設定する。

●対象規模

法) 第1種事業	40,000kW 以上
第2種事業	30,000 ~ 40,000kW
条) <u>第1種事業</u>	<u>30,000kW 以上</u>
<u>第2種事業</u>	<u>20,000 ~ 30,000kW</u>

4 今後のスケジュール（予定）

令和2年4月1日 規則施行